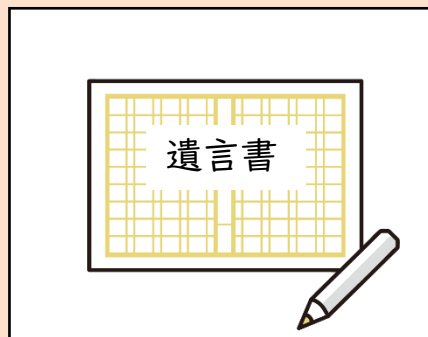
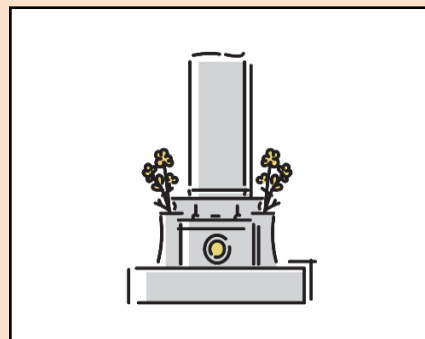
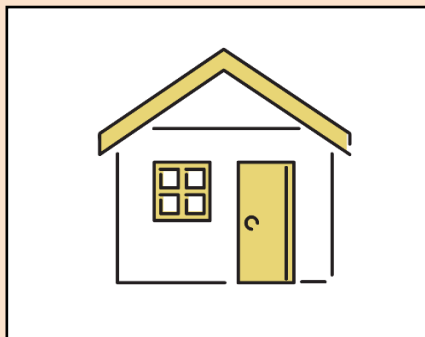




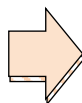
老いじたく 情報登録事業



～老いじたくの準備ができた方必見！～



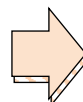
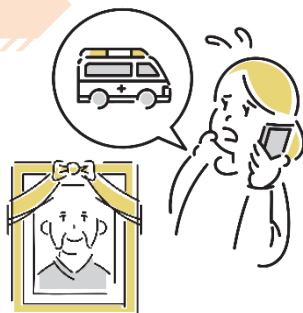
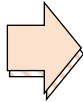
突然倒れてしまったら
自分の意向を誰にも
伝えられない…



このようなとき、
自分の意向をあらかじめ登録して
おくことで希望に沿った対応につ
なげることができます。

区民の皆様が老いじたくに関する情報を区に登録しておく、
大田区は、もしもの時に登録情報を指定した方等にお伝えすることができます。

情報提供の流れ



①老いじたくに
関する情報を登録

②病気や事故または
死亡により意思表示が
できなくなる

③大田区は登録者が指定した方、
医療機関、警察などへ
老いじたく情報を提供する

④あらかじめ登録した
自らの思いを実現

大田区

詳しくは裏面へ▶

老いじたく情報登録事業のご案内

(1) 登録項目 ※①～④は必須登録

- ① 緊急連絡先、情報提供先
- ② 本籍、筆頭者
- ③ かかりつけ医療機関
- ④ 既往歴、現病歴（アレルギー含）
- ⑤ リビングウィルの保管場所
（延命治療・終末期医療の意思）
- ⑥ エンディングノートの保管場所
- ⑦ 任意後見契約先と契約書の保管場所
- ⑧ 死後事務委任契約・老いじたくに関する
生前契約先と契約書の保管場所
- ⑨ 遺言書の保管場所
- ⑩ お墓の所在地

(2) 登録対象者

大田区に住民登録がある
65歳以上の方

(3) 登録料

無料 です

(4) 登録完了後



大田区より登録完了通知書
と登録証（携帯用及び住宅
掲示用）を交付します

(5) 情報提供先

登録者が指定した方及び
警察、消防、医療機関、
大田区福祉機関等へ
大田区から老いじたく情報を
提供します

老いじたく情報登録をする上での注意点

- ・登録をするにあたり、見守りキーホルダーの登録が必要です。
- ・緊急連絡先（老いじたく情報を提供する方）に指定した方
からは同意書を記入いただき申請時に区へ提出してください。

老いじたくの準備をこれからはじめる方へ

☒ パンフレットを確認する

概要版【赤】



これから
はじめる方向け



詳細版【青】



詳しい情報を
知りたい方向け



☒ セミナー・講演会・相談会へ参加

セミナー・講演会

遺言・相続など、老いじたく
に必要な知識やポイントを
弁護士がお話します。

開催場所
区内の施設

相談会

司法書士に相続・遺言
などの相談ができます。
※要予約

開催場所
社会福祉協議会

問合せ
申請先

大田区福祉部福祉管理課
☎ 03-5744-1244



▲詳細はこちら